

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成20年7月23日に開催した平成20年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より河川事業5箇所の再評価および農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業1箇所、中山間地域総合整備事業1箇所の事後評価の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、同年11月6日に開催した第5回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 河川事業 [県事業] 【再評価対象事業】

- | | | |
|-----|---|--|
| 14番 | <small>にきゅうかせん し はらがわ</small>
二級河川志原川 | <small>こういききかんかせんかいしゅうじぎょう</small>
広域基幹河川改修事業 |
| 17番 | <small>にきゅうかせんあおぼりがわ</small>
二級河川大堀川 | <small>そうごうりゅういきぼうさいじぎょう</small>
総合流域防災事業 |
| 18番 | <small>にきゅうかせんときだがわ</small>
二級河川外城田川 | <small>そうごうりゅういきぼうさいじぎょう</small>
総合流域防災事業 |
| 19番 | <small>いっきゅうかせんひのきじりがわ</small>
一級河川桧尻川 | <small>そうごうりゅういきぼうさいじぎょう</small>
総合流域防災事業 |
| 20番 | <small>いっきゅうかせんむくがわ</small>
一級河川椋川 | <small>そうごうりゅういきぼうさいじぎょう</small>
総合流域防災事業 |

14番については、昭和52年度に事業着手し平成10年度と平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

17番については、昭和56年度に事業着手し平成10年度と平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

18番については、昭和58年度に事業着手し平成10年度と平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

19番については、平成6年度に事業着手し平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して2回目の再評価を行った継続中の事業である。

20番については、平成11年度に事業着手しその後おおむね10年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、14番、17番、18番、19番、20番について、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、14番については、事業期間が長期に及ぶため、事業効果の早期発現を図り、周辺住民の安全・安心の確保につなげられたい。

(2) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

504番 つほくぶちく
津北部地区

504番については、昭和62年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。審査を行った結果、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(3) 中山間地域総合整備事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

505番 たきちゅうぶちく
多気中部地区

505番については、平成7年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。審査を行った結果、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(4) 総括意見

- 一、河川事業において、事業効果の永続的な発現には維持管理が重要と考える。従って、維持管理の担い手となりうる住民の参画をより一層推進し、適切な維持管理に努められたい。
- 一、河川事業において、一層のコスト縮減努力を期待するとともに、次回再評価においては、具体的な成果を示されたい。
- 一、農業農村整備事業においては、自然環境に配慮しつつ、農業の持続的な維持発展につなげられたい。
- 一、事後評価を行うにあたっては、肯定的な結果の追認にとどまらず、否定的な側面についての考察により課題点を洗い出し、類似事業に反映できるようにされたい。